

八戸市農業委員会農政部会議事録

日 時: 平成 27 年 9 月 14 日 (月)

時 間: 午後 1 時 30 分 農地部会終了後

場 所: 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

部会委員数 21 名

出席委員数 19 名

1 番 馬場 豊、2 番 寺沢 和則、3 番 和泉 俊雄、4 番 釜石 幸史朗、5 番 鈴木 恒夫
6 番 大久保 秀幸、7 番 木村 武美、8 番 高橋 勝男、9 番 鳥喰 一郎、10 番 堰端 治
11 番 中村 正記、12 番 林 善嗣、13 番 小笠原 萬三、14 番 森園 秀一、15 番 古館 傳之助
16 番 山内 光興、17 番 田名部 和義、20 番 下館 敏、21 番 籠田 悦子

欠席委員 2 名

18 番 荒川 喜一郎、19 番 田中 忠二

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長(農政 GL 事務取扱) 畑内 俊一、農地 GL 寺沢 智幸
主査 高橋 はるか

部会議案案件

議案第 4 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

馬場部会長

この前の雨と風で稲の方が倒伏した方々もいらっしゃると思います。また、茨城、宮城の水害を受けた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。それではこれより、農政部会を開会いたします。本日の出席人数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましてはお手元にお配りしております議事次第に従って、進めさせていただきます。

まず、議事録署名者の指名を行います。議事録署名者につきましては本職から指名したいと思います。御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

馬場部会長

御異議なしと認めます。よって本職から指名いたします。7 番木村武美委員、15 番古館傳之助委員の両氏にお願いします。

それでは議案第 4 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。それでは事務局から説明願います。

高橋主査

それでは、事務局より説明いたします。座って説明させていただきます。

議案第 4 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてですが、まず、農地を相続した場合、税務署において所定の手続きを取ると、農地に対する相続税が猶予されることになっており、特例農地等とは、そのような相続税の納税猶予の対象となっている農地のことをいいます。そして、当該相続税の申告書提出期限から 20 年間農業経営を継続した場合に、納税猶予されていた相続税が免

除されます。

今回は、平成7年に相続税の申告をした方々の納税猶予税額の免除に当たって、相続人が特例農地等において20年間の農業経営を適正に行ったか否か、その利用状況等について、八戸税務署長から確認書の提出を求められたものであります。なお対象者には、事前に調査する旨を通知し、現地調査を実施しました。

それでは、農政部会議案第4号関係資料を御覧ください。1ページを御覧ください。こちらは、今回の議案に係る、特例農地等の利用状況確認対象者の一覧となっております。対象者氏名、住所、特例農地等の所在地、筆数については、資料に記載のとおりです。備考欄には、今回確認を行った日付を記載しております。

2ページを御覧ください。2ページからが、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書になります。利用状況確認者の氏名を資料右上に、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況については、資料左側の一連番号ごとに、記載しております。なお、整理簿番号、および一連番号は税務署の管理する番号ですので、連続した番号となっていない場合もあります。また、地目等及び面積の欄については、申告時というところには税務署が管理しているものが記載され、現在というところには、地目等は利用状況を確認した際の状況、面積は農地台帳の面積を記載しております。右端の税務署整理欄には、全て現地確認を実施しましたので有と記載しております。

それでは、1番目の方から利用状況を説明いたします。一連番号2番、3番、4番及び6番は、保全管理中でした。一連番号5番では野菜を栽培しておりました。

3ページを御覧ください。2番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番、2番は米を栽培しておりました。一連番号3番は果樹を栽培しており、一部は保全管理中でした。一連番号4番は花きを栽培しておりました。一連番号5番は野菜を栽培しており、一部は宅地利用となっております。

4ページを御覧ください。3番目の方の利用状況について説明します。一連番号1番から22番まで、全て米を作付しておりました。

ただいま御説明したとおり、八戸税務署長へ確認書を提出するものであります。なお、八戸税務署長からの依頼に基づき農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地等の利用状況等に関する確認にとどまるもので、相続税額の免除が適当か否かを判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

馬場部会長

はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何か御意見、御質問等ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

馬場部会長

はい、ないようですので原案通り、回答することを御異議ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

馬場部会長

ないということですので、この件につきましては原案のとおり税務署への回答とすることといたします。これで本日の議案審議は終了いたします。

終了

午後2時30分